

地球温暖化対策を推進するとともに、持続可能な脱炭素社会を構築するための

令和6年度

川崎市太陽光発電設備等設置費補助金

申請の手引き



エコちゃんず：

「CC（カーボン・チャレンジ）かわさき」の基本理念「環境と経済の好循環」

を表現するキャラクター

川崎市環境局脱炭素戦略推進室

令和6年10月23日

この手順書は、補助金の申請から交付までの事務手続きをまとめたものです。

目次

1. 背景	3
2. 申請から補助金交付までの流れ	4
3. 申請期間等について	5
4. 補助金の対象となる方	5
5. 太陽光発電設備の施工・設置事業者について	5
6. 対象となる設備等の仕様、要件、補助金額について	5
7. 申請方法	7
8. 提出書類	8
(1) 申請時の提出書類	8
(2) 設置完了時の提出書類	10
(3) 計画変更、または中止をした場合	12
(4) F I Tに該当する設備の確認について	12
(5) 設置後の設備等の管理・処分について	12
9. 対象となる設備等の仕様、要件について	12
10. 申請方法及び問い合わせ先	14
11. 補助金に関するよくある質問	15

川崎市太陽光発電設備等設置費補助金の手引きについて

本手引きは、補助金の申請者及び委任を受けた事務手続者の方が、補助金の申請を円滑に進めることを目的として作成したものです。川崎市太陽光発電設備等設置費補助金の申請にあたっては、本手引きの他、「太陽光発電設備等設置費補助金交付要綱」、「太陽光発電設備等設置費補助金 入力の手引き」を確認の上、手続きを進めていただくようお願いします。

【最初に必ずご確認ください】

 注意 次の項目に該当する場合、補助金の対象外となります！
○設置設備が中古品である ○市の交付決定前に設備等の設置に着手、または設置済み ○PPA やリースなど、設備が申請者本人の購入したものではない ○設備を設置する建物の延床面積が2,000㎡以上である ○容量が2kW未満または10kW以上の設備である <u>(太陽光発電設備のみ)</u> ○太陽光発電設備を設置した事業者が、「太陽光発電設備普及事業者登録制度」に登録していない <u>(太陽光発電設備のみ)</u> ○太陽光発電設備と連系していない <u>(蓄電池のみ)</u> ○環境省の「戸建住宅ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス (ZEH) 化等支援事業」の補助対象製品として登録されていない <u>(蓄電池のみ)</u>

1. 背景

本市は、2050年の脱炭素社会の実現に向けて、市域の再生可能エネルギーの導入・地産地消の促進に取り組んでいます。

脱炭素社会を実現するためには、市内への再生可能エネルギー導入スピードをこれまで以上に加速させることが必要となります。

本市は、市域のほとんどが市街化されている地域特性があることから、再生可能エネルギーの導入を進めるためには、土地開発等を要しない「建築物への太陽光発電設備の設置」が最も導入ポテンシャルがあります。

また、太陽光発電設備は環境への貢献のほか、災害時の防災力強化や電気代の削減への寄与など、様々なメリットがあります。

そのような背景を踏まえ、太陽光発電設備等を普及させ、再生可能エネルギーの導入・地産地消を促進するため、設備導入を支援する「太陽光発電設備等設置費補助金制度」を新たに創設しました。

太陽光発電に関する用語解説

○FIT(Feed-in Tariff)

FIT とは、電力会社が再生可能エネルギーを固定価格で買い取ることを国が約束する制度のことをいいます。この制度では、住宅用太陽光発電設備で発電した電気であれば 10 年間にわたって一定の価格で電力会社が買い取ることを定めています。

○PPA

PPA とは、(Power Purchase Agreement: 電力販売契約)の略称で、発電事業者が住宅の敷地内に事業者自身が所有・維持管理する設備を設置し、発電した電気を住宅に供給する仕組みです。一般的に住民は使用した電気量に応じてサービス料を支払うことで、設備購入費などの初期費用を抑えて設置することができます。

○リース

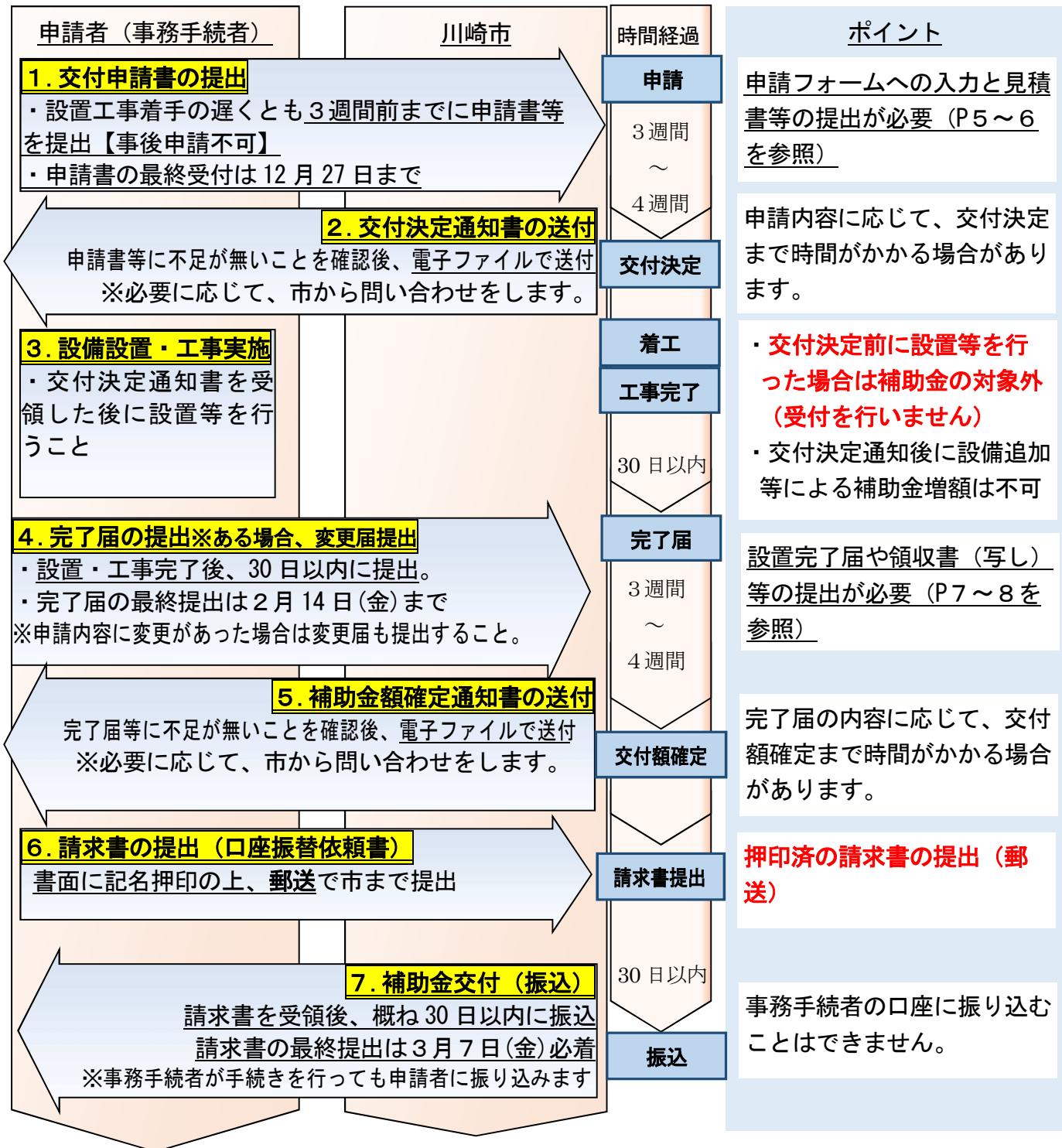
リース事業者が住宅の敷地内に設備を設置し、維持管理を行う代わりに、住民がリース事業者から定額のリース料金を支払う仕組みです。リース料金を支払うことで、設備購入費などの初期費用を抑えて設置することができます。

○ZEH

Net Zero Energy House(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス)の略称で ZEH(ゼッチ)といいます。「エネルギー収支をゼロ以下にする家」という意味になります。家庭で使用するエネルギーと、太陽光発電などで創るエネルギーをバランスして、1 年間で消費するエネルギーの量を実質的にゼロ以下にする家のことをいいます。

<補助金申請のポイント>

2. 申請から補助金交付までの流れ



- 事務手続者が手続きを行う場合は、交付決定通知書等の書類の送付は全て事務手続者に送付します。（7. 補助金交付（振込）を除く）
- 申請者（事務手続者）と市の書類のやりとりは、e-KAWASAKI（オンライン手続きかわさき）によることとします（6. 請求書の提出（口座振替依頼書）を除く）。
- サイト URL : <https://lgpos.task-asp.net/cu/141305/ea/residents/portal/home>

3. 申請期間等について

＜令和 6 年度の申請期間等＞		
■ 申請書受付：令和 6 年 6 月 1 7 日～令和 6 年 1 2 月 2 7 日まで		
申請時期	新築	設備設置・工事着工前
	建売	住宅の引渡し前
	既築	設備設置・工事着工前
■ 設備設置		
工事着手時期：市の交付決定後に着手可能です。		
■ 完了届受付：設置・工事完了後 3 0 日以内【最終提出 2 月 1 4 日厳守】		
■ 請求書受付：最終提出 3 月 7 日まで【必着】		
■ 注意事項：請求書が期限内に提出されない場合、補助金の交付はできません。		

4. 補助金の対象となる方

注文住宅	市内に居住（または居住予定）の個人 ※当該年度に初めて本補助金を申請する場合に限る
建売住宅	
共同住宅（申請者の専有部分に用いる場合に限る）	

※新築・既築は問いません。

※延床面積 2,000 m²以上の建築物は、補助金の対象とはなりません。

5. 太陽光発電設備の施工・設置事業者について

太陽光発電設備の補助を受ける場合に補助対象となるのは、「**太陽光発電設備普及事業者登録制度**」に登録されている事業者が設備を施工・設置した設備に限ります。交付申請時に事業者の登録がなくても、設置完了届の提出までに登録していれば補助対象となります（登録がないと補助金をお支払いできません）。

登録された事業者は次のHPから確認できます。

URL：<https://kawasaki-taiyoukou.jp/meister>

要件詳細は、P9～10に掲載しています。事前にご確認ください。

6. 対象となる設備等の仕様、要件、補助金額について

No	項目	補助単価（補助割合）	限度額	仕様・要件等
1-1	太陽光発電設備 （FITを適用しないもの）	7万円/kW（1/2）	28万円/件	「太陽光発電設備普及事業者登録制度」の登録事業者が施工・設置した設備が対象となります。
1-2	太陽光発電設備 （FITを適用するもの）	4万円/件（定額）	4万円/件	
2	蓄電池	10万円/kWh（1/2）	70万円/件	太陽光発電設備と連系する必要があります。 環境省が実施する「戸建住宅ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）化等支援事業」の、補助対象製品として設置完了届提出までに登録されている製品が対象となります。
3-1	ZEH / ZEH Oriented	25万円/戸（定額）	25万円/戸	国の ZEH 補助金と併用できます。
3-2	ZEH+	40万円/戸（定額）	40万円/戸	

設備の本体購入費や工事費用のうち、消費税額を除いた額が補助対象となります。

また、国や県の補助金を活用する場合、設備の本体購入費や工事費用（消費税額を除いた額）から、国や県の補助金額を控除した額を補助対象経費とします。

PPAやリースなど申請者が購入したものでない設備を設置する場合は補助対象外です。また、補助金額を下回る場合などは所要額を踏まえた補助金額となります。（不明な場合は御相談ください。）

補助金額の算出方法

太陽光発電設備（FIT を適用しないもの）と蓄電池については、次の3つの数値を算出して比較し、最も低い額が補助金額となります。

①補助単価（太陽光：7万円、蓄電池：10万円）に設備容量を乗じて得た額

②購入・設置費用に1/2を乗じて得た額

③限額額（太陽光：28万円、蓄電池70万円）

【補助金額の算出例】太陽光発電設備（FIT を適用しないもの）の算出をするとき

「太陽光発電設備（FIT を適用しないもの）」（容量3.0kW、設置費用90万円）

① $7\text{万円}/\text{kW} \times 3.0\text{kW} = 21\text{万円}$

② $90\text{万円} \times 1/2 = 45\text{万円}$

③ 28万円

「太陽光発電設備（FIT を適用しないもの）」（容量3.0kW、設置費用30万円）

① $7\text{万円}/\text{kW} \times 3.0\text{kW} = 21\text{万円}$

② $30\text{万円} \times 1/2 = 15\text{万円}$

③ 28万円

「太陽光発電設備（FIT を適用しないもの）」（容量5.0kW、設置費用150万円）

① $7\text{万円}/\text{kW} \times 5.0\text{kW} = 35\text{万円}$

② $150\text{万円} \times 1/2 = 75\text{万円}$

③ 28万円

費用が
変わると

容量が
変わると

●国・県などの補助金を併用したときの購入・設置費用について

国や県など、別の補助金も活用する場合、購入・設置費用（消費税額を除いた額）から国や県などの補助金額を控除した額を補助対象経費とします。

（例）蓄電池の購入・設置費用が200万円で、国補助を20万円受け取るとき

$200\text{万円} - 20\text{万円} = 180\text{万円}$

この場合、補助率1/2の額は「 $180\text{万円} \times 1/2$ 」で90万円となります。

7. 申請方法

申請等の手続きは、オンライン手続きかわさき（e-KAWASAKI）（請求書の提出時を除く）によります。

手続きを行うには、次の①オンライン手続きかわさき（e-KAWASAKI）ポータルサイトで利用者登録後、ログインを行ってください。個人向け手続き、事業者向け手続きのどちらからでも入力フォームの検索が可能です（検索ワードは「太陽光発電設備等設置費補助金」で検索できます）。

入力内容等について、詳しくは「太陽光発電設備等設置費補助金 入力の手引き」を確認してください。

①オンライン手続きかわさき（e-KAWASAKI）ポータルサイト

<https://lgpos.task-asp.net/cu/141305/ea/residents/portal/home>

②オンライン手続きかわさき（e-KAWASAKI）利用マニュアル

<https://www.city.kawasaki.jp/170/page/0000148671.html>

③「太陽光発電設備等設置費補助金 入力の手引き」

<https://www.city.kawasaki.jp/300/page/0000139049.html#index-1-79>

①は申請入力用の専用サイト、②は専用サイト操作方法等の利用マニュアル、③は申請等の入力内容に関するご案内となっています。

なお、補助金の振込みに必要となる請求書は申請者本人の押印が必要となるため、紙で提出してください。

請求書送付先：〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地

環境局脱炭素戦略推進室「太陽光発電設備等設置費補助金」担当 宛て

※「環境局脱炭素戦略推進室『たいせつ補助金』担当 宛て」でも可

8. 提出書類

オンライン手続きかわさき（e-KAWASAKI）への申請入力やファイルのアップロードにより手続きを行うことができます。オンライン手続きかわさき（e-KAWASAKI）には次のURLからログインすることができます。

URL : <https://lgpos.task-asg.net/cu/141305/ea/residents/portal/home>

入力方法について、詳しくは「太陽光発電設備等設置費補助金 入力の手引き」を確認してください。

URL : <https://www.city.kawasaki.jp/300/page/0000139049.html#index-1-79>

（１）申請時の提出書類

表１ 交付申請時提出書類

交付申請書 チェックリスト（提出前にこのリストで添付書類をチェックしてください。）

提出書類		対象者・注意点など	チェック
個人住宅の場合			
1. 交付申請書（第1号様式）		「太陽光発電設備等設置費補助金 入力の手引き」を見ながら、オンライン手続きかわさき（e-KAWASAKI）で入力してください。	☐ 必須
2. 所有者の同意書（第2号様式）		住宅の所有者である全員の氏名を記入してください。	☐
3. 最新の市民税・県民税の納税証明書の写し		国税の納税証明書や市民税・県民税の課税額証明書と間違えないようにご注意ください。 ※非課税の場合は非課税証明書の提出が必要です。 https://www.city.kawasaki.jp/230/page/0000038211.html	☐ 必須
4. 現況カラー写真		・3ヶ月以内、屋光で鮮明に撮影してください。（手ぶれ、ピンボケ、夜間、解像度の低いものは不可。） ・グーグルストリートビュー等、インターネット上の写真は使用できません。 ・完了届提出時に同じアングルから撮った写真が必要となります。	—
	①建築場所がわかる現状	土地の写真など。 新築住宅の場合、提出が必要 です。	☐ ①、②のどちらかは必須
	②家全体	建売・既築の場合の場合、提出が必要 です。	☐ ①、②のどちらかは必須
	③太陽光発電設備の設置場所 【太陽光発電設備の申請時】	・既築の場合のみ、設置前の屋根写真の提出が必要。 ※新築・建売の場合は完了届時に設置後の写真が必要。 ※屋根上上がることが困難などの理由により屋根面の写真を撮影できない場合には、その理由及び完了届の際に写真を提出する旨を記載した「理由書（書式自由）」を提出してください。	☐
	④定置用リチウムイオン蓄電池の設置場所	・既築の場合のみ、設置前の予定場所の写真の提出が必要。 ※完了届時は新築・建売・既築すべてにおいて設置後の写真が必須。	☐
5. 契約書のコピー（工事請負契約書・売買契約書等）		・対象設備等の設置に関する契約書 ・太陽光発電設備、蓄電池は、設備の容量を把握できる資料も添付 ※契約書は業者控えではなく、収入印紙が貼付された本人控えの提出が必要です。また、契約書が電子の場合には、契約を締結した旨を証明する書類の提出が必要です。	☐ 必須

		※契約書と設備の容量を把握できる資料は対象設備情報がそれぞれに記載 されていて突合できるもの ※契約書に対象設備等の設置が記載されていない場合、契約書に追加して 工事内訳書・見積書等も提出	
6. 補助対象設備に関する資料		申請する設備等に応じて次の資料を提出してください。 「5. 契約書のコピー（工事請負契約書・売買契約書等）」の提出書類で 確認できる場合は兼ねることができます。	—
太 陽 光	①太陽光発電設備の容量（kW） が分かる資料	・カタログやメーカーHPの該当ページの抜粋を添付。 ・該当箇所にマーカー線をひくなどして、一目見てわかるよう にしてください。	☐
蓄 電 池	②蓄電池の 定格容量 （kWh） がわかる資料	・カタログやメーカーHPの該当ページの抜粋を添付。 ・該当箇所にマーカー線をひくなどして、一目見てわかるよう にしてください。 ※公称容量ではありませんのでご注意ください。	☐
Z E H	③「ZEH」等であることを示す 資料	次のどちらかの提出が必要です。 ・国または神奈川県が実施するZEH等に関する補助事業の交付決定通知の 写し ・BELS（省エネルギー性能表示評価書）の写し ※ZEH/ZEH+で定められた外皮性能や、一次エネルギー消費量の削減の基準 を満たす必要があります。	☐
7. 他の補助金を申請している ことを示す書類 【他の補助金を申請している場合】		・国や神奈川県等が発行した他の補助金の交付決定通知書の写し等 ※交付決定通知書の写しのみでは補助対象設備ごとの交付決定額を示せな い場合は、設備ごとの内訳がわかる書類の写しを追加提出	☐
8. 太陽光発電設備の設置を証する 書類 【既築で既に太陽光発電設備を設置 している場合】		・売電の検針票または売電実績が表示された画面のコピー（申 請者氏名・住所といった情報が記載されたもの）など、太陽 光発電設備を設置していることを証する書類（直近3か月以 内） ・申請書第1号様式（2/2）【2 太陽光発電設備】の記入 欄の、「既に設置している」にチェックしてください。	☐
共同住宅の場合 （個人住宅の場合1～6に追加して提出してください。）			
9. 管理組合総会の決議書		・共同住宅を管理組合が管理している場合、対象設備の設置に 関する管理組合総会の決議書を提出。	

作成した書類一式の電子ファイルは、必ず保管してください（書類の内容について電話等で確認させて
頂く場合があります）。

(2) 設置完了時の提出書類

表2 完了届提出書類

設置完了届 チェックリスト (提出前にこのリストで添付書類をチェックしてください。)

提出書類		対象者・注意点など	チェック
個人住宅・共同住宅 共通			
1. 設置完了届 (第7号様式)		「太陽光発電設備等設置費補助金 入力の手引き (設置完了届編については、後日公開します。)」を見ながら、オンライン手続きかわさき (e-KAWASAKI) で入力してください。	☐ 必須
2. 領収書等のコピー		申請者が対象設備等の費用を支払ったことを確認するものです。 ・宛名は申請者と同一である必要があります ・完了届の経費内訳の費用合計額と金額が一致している必要があります ・補助対象設備ごとの支払い費用が明記されていること。(領収書に記載がない場合は内訳書を添付してください。)	☐ 必須
3. 設置完了後の現況カラー写真		・昼光で鮮明に撮影してください。(手ぶれ、ピンボケ、夜間、解像度の低いものは不可。) ・家全体、屋根面の写真について、申請時に設置前の写真を提出している場合は、同じアングルで撮影してください。	☐ 必須
	①家全体	新築の場合、提出が必要です。	☐
	②設置された太陽光パネル (モジュール)	設置後の写真 (屋根面の写真) が必要。 ※太陽光発電設備の補助について交付決定を受けている場合に必要	☐
	③蓄電池	次の点を写した写真の提出が必要です。(複数枚で提出してください) ①機器全体像 ②メーカー、型番、定格容量が記載されたラベル部分 ※蓄電池の補助について交付決定を受けている場合に必要 ※ラベル部分は文字が判別できる解像度で撮影 ※定格容量がラベルにない場合はカタログのコピー等の提出が必要	☐
	④ZEH+の追加要件設備	次の設備を設置した場合、その設備の写真。 ・HEMSの場合 全体像の写真 メーカー、型番等の機器情報が記載されたラベル写真 住宅全体の発電・売電・消費状況がわかるモニター写真 ・EV充電設備またはV2Hの場合 全体像の写真 メーカー、型番等の機器情報が記載されたラベル写真 太陽光発電設備との連系していることを示す分電盤等の写真	☐
4. 電気事業者との接続契約等が確認できる書類のコピー		下記①～③は補助金を受けない場合でも、蓄電池等の他の設備と同時に太陽光発電設備を設置したときは提出 下記④はすでに太陽光発電設備を設置し、蓄電池等を追加して契約内容を変更する場合に提出	—
太陽光FITを適用するもの	① 接続契約のご案内のコピー	・「接続契約のご案内」とは、電気工事店が送配電事業者に行う「受給契約申込」の手続き後に発行される (WEB上からダウンロードできる) もの ・送配電事業者による承諾印もしくは承諾日が記入されているものが必要 ・下記②「「受給・低圧申込内容照会web申込システム」を印刷したもの」と記載内容が合致するもの	☐
	②「受給・低圧申込内容照会web申込システム」を印刷したもの	・画面に表示される内容が「接続契約のご案内」の詳細 (設備内容など) がわかるものとなっていることを確認してください。	☐

太陽光 FIT を適用しないもの	③電力受給契約申込書などの写し	・設備の詳細（設置する設備の種類やその容量など）がわかるものとなっていることを確認してください。 ・電力小売事業者が申込内容を確認しているものを提出してください。	
蓄電池追加など契約を変更した場合	④「電力受給契約変更申込書」など、電気事業者との接続変更等が確認できる書類の写し	・<u>既に太陽光発電を導入しており、蓄電池を設置する場合に提出。</u> ・電気事業者による承諾印もしくは承諾日が記入されているもの ・申込者氏名、設置場所は申請者の氏名、住所と同一である必要があります	☐
5. 対象機器の保証書または出荷証明書のコピー等		・補助申請を行った設備等に応じた根拠書類となります。 ・メーカー、型番、製造番号、設置日等が確認できるもの ・申請者本人の情報が記載されているもの	—
	太陽光パネルの出力対比表	・太陽光発電設備を設置する申請をした場合のみ	☐
	蓄電池の保証書または出荷証明書のコピー	・蓄電池を設置する申請をした場合のみ	☐
6. ZEH等に関する資料 （ZEHの交付決定を受けている場合）		次のどちらかを提出することが必要。 ・国または神奈川県が実施するZEH等に関する補助事業の交付額確定通知の写し ・建設性能評価書の写し	☐
7. 住民票の写し		・申請者分のみ ・<u>マイナンバー（個人番号）が記載されている住民票は受理できません。</u> 設置完了届提出日から遡って、3か月以内に取得したもの	☐ 必須
8. 他の補助金の交付確定を示す書類 【他の補助金を申請している場合】		・国や神奈川県等が発行した他の補助金の交付額確定通知書の写し等 ※交付額確定通知書の写しだけでは補助対象設備ごとの交付額がわからなければ、設備ごとの内訳がわかる書類の写しを追加提出 ※国土交通省が実施する「子育てエコホーム支援事業」などの交付申請を工事後に行う補助制度の場合は、本補助金の交付に大幅な遅れが生じる可能性があることから、提出を省略することができます。	☐
9. 売電単価がわかる資料 余剰電力を売電する場合		・電力会社から発行された利用明細や契約情報など、売電単価等の情報によりFIT認証の有無が確認できる資料を提出してください。 ※「4. 電気事業者との接続契約等が確認できる書類のコピー」でFIT・非FITの区分が確認できる場合は、提出を省略することができます。 ※太陽光発電設備の補助を受ける場合にのみ提出が必要	☐
10. 太陽光発電設備普及事業者登録制度の登録事業者が設置したことを証する資料		・太陽光発電設備普及事業者登録制度の登録事業者と交わした工事請負契約の写し等 ※申請者と補助対象設備等の設置に関する契約を締結した太陽光発電設備普及事業者登録制度の未登録事業者が、登録事業者に設置を請け負わせるときにのみ必要	☐

作成した書類一式の電子ファイルは、必ず保管してください（書類の内容について電話等で確認させて頂く場合があります）。

少なくとも設置完了届の提出までに設置事業者は太陽光発電設備普及事業者登録制度に登録している必要があります。登録がないと補助金をお支払いできませんので、円滑に登録の手続きをしていただくよう、お願いします。

(3) 計画変更、または中止をした場合

ア 計画変更

補助金の交付決定後に、申請書に記載した内容（太陽光発電設備の容量など）を変更する場合は、計画変更届（第5号様式）を提出してください。ただし、以下の事項は変更できません。

変更ができない事項 ・ 申請者 ・ 補助対象設備等の追加 ・ 設置場所（住所）

なお、太陽光発電設備や蓄電池の容量を増加する場合でも、補助金額の増額はできません。容量を減らす場合は、補助額は容量に応じて減額となります。

イ 計画の中止

補助金の交付決定後に、工事等を取り止めるとき、または補助金の申請手続きを中止するとき、速やかに計画中止届（第6号様式）を提出してください。

(4) FITに該当する設備の確認について

市では、太陽光発電設備（FITを適用しないもの）に関する補助金について、補助金のお支払い後、設置された設備のFIT認定の有無を定期的に確認します。**申請内容と異なりFIT認定を受けている場合は補助金を返還していただきますので、手続きにお間違えのないようお願いいたします。**

(5) 設置後の設備等の管理・処分について

(1) 設備等の管理義務について

補助金の交付を受けた方は、設備等を法定耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令に定める期間）の間、善良なる管理者の注意をもって管理し、お住まいの住宅において使用してください。

(2) 設備等を処分する場合について

補助金の交付を受けた方は、法定耐用年数の期間内に設備等を処分する場合は、処分前に処分承認申請書（第9号様式）を提出してください。

(3) 補助金の返還について

補助金の交付を受けた方が、表3の設備等を処分した場合、または交付要綱に違反した場合は、交付を受けた補助金の全部又は一部の返還を請求する場合があります。

9. 対象となる設備等の仕様、要件について

補助対象設備等の仕様及び要件の詳細は表3の通りです。これらの仕様、要件を満たさないものは、補助の対象となりません。

PPAやリースなど申請者が購入したものでない場合は補助対象外です。また、補助金額を下回る場合などは所要額を踏まえた補助金額となります。（不明な場合は御相談ください。）

表3 設備等の仕様・要件

機器等	仕様・要件
全般（注意事項）	①設置する設備は、商用化されて、設置実績があるものであること。また、申請者が購入したものであり、中古設備ではないこと。 ②太陽光発電設備は、設置完了届の提出までに「川崎市太陽光発電設備普及事業者登録制度」に登録された登録事業者によって設置されたものであること。
(1) 太陽光発電 (FITを適用するもの)	次の要件を全て満たすものであること。 ア 申請者自ら若しくは申請者と生計を一にする親族が電気事業者と電力受給契約（低電圧配線と逆潮流ありで連系）を結ぶこと。 イ 2kW以上10kW未満の住宅用太陽光発電設備であること。
(2) 太陽光発電 (FITを適用しないもの)	「(1) 太陽光発電設備【FITを適用するもの】」のア・イに加えて、次の要件を全て満たすものであること。 ア FITの認定を取得しないこと。 イ 電気事業法第2条第1項第5号ロに定める接続供給（自己託送）を行わないものであること。 ウ 売電を行う場合は全量買取方式ではなく、余剰買取方式によること。 エ 法定耐用年数を経過するまでの間、補助対象事業により取得した温室効果ガス排出削減効果についてJ-クレジット制度への登録を行わないこと（ただし、ZEH（ZEH Oriented含む）・ZEH+と併せて第9条に規定する交付申請を行う設備は除く）。
(3) 蓄電池	次の要件を全て満たすものであること。 ア 原則として太陽光発電設備と連系して発電した電気を蓄電するもので平時において充放電を繰り返すことを前提とした設備であり、停電時のみに利用する非常用予備電源でないこと。 イ 環境省が実施する「戸建住宅ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）化等支援事業」において、補助対象製品として登録されていること。
(4) ZEH 設備	次の要件を全て満たすZEHであって、その設備のうち、太陽光発電設備及び蓄電池を除く空調設備、換気設備、照明設備等をいう。 ア 平成28年省エネルギー基準等に準拠して計算される住宅の外皮平均熱貫流率（UA値）が0.6 W/m²K以下であること。 イ 平成28年基準等に準拠して計算される住宅の冷房期の平均日射熱取得率（η_{AC}値）が2.8以下であること。 ウ 設計一次エネルギー消費量が再生可能エネルギーを除き基準一次エネルギー消費量から20%以上削減されていること。 エ 設計一次エネルギー消費量が再生可能エネルギーを加えて基準一次エネルギー消費量から100%以上削減されていること。 オ 二世帯住宅に該当し、各々の世帯で申請する場合は、当該建物について区分登記がなされていること。
(5) ZEH+設備	(4)のウを除く要件に加えて、次の要件を全て満たすものであって、その設備のうち、太陽光発電設備及び蓄電池を除く空調設備、換気設備、照明設備等をいう。 ア 設計一次エネルギー消費量が再生可能エネルギーを除き基準一次エネルギー消費量から25%以上削減されていること。 イ 次の(a)～(c)の要件のうち2つ以上を満たすものであること。 (a) (4) ZEH設備のアに定める外皮平均熱貫流率（UA値）が0.5 W/m²K以下であること。 (b) HEMSにより、太陽光発電設備等の発電量を把握した上で、住宅内の暖冷房設備、給湯設備等を制御可能であること。 (c) 再エネ発電設備により発電した電力を電気自動車若しくはプラグインハイブリッド車に充電を可能とする設備、又は電気自動車若しくはプラグインハイブリッド車と住宅間で電力を充放電することを可能とする設備を設置すること。
(6) ZEH Oriented 設備	(4)のエを除く要件を満たし、都市部狭小地（第一種及び第二種低層住居専用地域並びに第一種及び第二種中高層住居専用地域等であって敷地面積が85㎡未満である土地。ただし、住宅が平屋建ての場合は除く。）に建築されるものであって、その設備のうち、太陽光発電設備及び蓄電池を除く空調設備、換気設備、照明設備等をいう。

10. 申請方法及び問い合わせ先

(1) 申請方法

申請等の手続きはオンライン手続きかわさき（e-KAWASAKI）（請求書の提出時を除く）によりま
す。

手続きを行うには、次の①オンライン手続きかわさき（e-KAWASAKI）ポータルサイトで利用者登録
後、ログインを行ってください。個人向け手続き、事業者向け手続きのどちらからでも申請フォー
ムの検索が可能です（検索ワードは「太陽光発電設備等設置費補助金」で検索できます）。

入力内容等について、詳しくは「太陽光発電設備等設置費補助金 入力の手引き」を確認してく
ださい。

①オンライン手続きかわさき（e-KAWASAKI）ポータルサイト（申請）

<https://lgpos.task-asp.net/cu/141305/ea/residents/portal/home>

②オンライン手続きかわさき（e-KAWASAKI）利用マニュアル

<https://www.city.kawasaki.jp/170/page/0000148671.html>

③「太陽光発電設備等設置費補助金 入力の手引き」

<https://www.city.kawasaki.jp/300/page/0000139049.html#index-1-79>

(2) 電話でのお問い合わせ受付

電話番号：044-200-2178

受付日時：月曜日～金曜日（祝日は除く）

午前 9時 ～ 11時45分

午後 1時 ～ 5時00分

※上記電話番号では、制度内容や申請手続き（必要書類等）に関する窓口となっています。オンラ
イン手続きかわさき（e-KAWASAKI）に関することは「利用マニュアル」や「よくある質問」をご確
認ください。

(3) 担当部署

川崎市環境局脱炭素戦略推進室（川崎市役所本庁舎21階）

住所：〒210-8577

川崎市川崎区宮本町1番地

電話：044-200-2178 FAX：044-200-3921

E-mail：30dtanso@city.kawasaki.jp

(4) 市役所本庁舎案内図



11. 補助金に関するよくある質問

N O	項目	
全 般	申請を委任してもよいのか。	設置事業者などの事業者に申請を委任することが可能です。申請書に事務手続きをする方の氏名等を記載いただきます。
	既に設置したもののでも補助金をもらえるのか。	設置等は市から交付決定後（交付決定通知受領後）となります。 既に設置している設備は補助対象外です。
	過去に川崎市スマートハウス補助金を活用して太陽光発電設備を設置しているが、増設する際に当補助制度は活用できるか。	活用可能です。
	今年度、本補助金を活用して太陽光発電設備（FITを適用しない）を設置したが、来年度以降、追加で太陽光発電設備（FITを適用しない）を設置するとき補助金を活用することはできるか。	活用することはできますが、2回目以降、補助上限額が減少します。 （例）今年度の補助額が14万円だった場合 来年度以降の上限額は 28万円 － 14万円 ＝ 14万円 なお、蓄電池についても同様の取り扱いとなります。

	太陽光発電による電力は売電してもよいか。	売電することは可能です。 ただし、売電についてFIT制度を適用する場合と適用しない場合で金額が異なります。
	設置する設備について、メーカーが限定されることはあるか。	環境省が実施する「戸建住宅ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）化等支援事業」において、補助対象製品として登録されている製品が補助対象となります。 登録製品であれば、どのメーカーの製品でも差支えありません。 詳しくは、下記URLから登録製品一覧をご確認ください。 (登録製品一覧に関するURL) https://zehweb.jp/registration/battery/
	太陽光発電設備普及事業者登録制度に登録していない事業者に設備を設置してもらうことになったが、制度対象とならないのか	設置完了届の提出までに、該当の事業者が制度に登録することで補助金を受け取ることができます。
	国や神奈川県補助と併用可能か。	併用可能です。 ただし、国や県の補助金を活用する場合、設備の本体購入費や工事費用（消費税額を除いた額）から、国や県の補助金額を控除した額を補助対象経費とします。
申請	納税証明書は課税証明書でも構わないか。	市税・県民税納税証明書のみを受付します。 国税の納税証明書、課税証明書では受付できません。 新築、建売の場合で申請時は市外に居住している場合は、居住する自治体の納税証明書を提出してください。
	自宅を事務所としても使用しているが、本補助制度は活用できるか。	発電した電力を自宅専有スペースに供給設備であれば活用可能です。
	二世帯住宅でそれぞれの世帯で設備を設置する予定だが、それぞれで申請できるか。	次の条件を満たす場合、それぞれで申請することができます。 太陽光発電の接続契約が分かれる場合はそれぞれ申請が必要です。
完了届	接続契約などが期限内に間に合わない場合、後日提出でも構わないか。	期限内に提出ができない場合、補助金を交付できません。
支払	申請手続きを委任した場合、事務手続者に補助金の振込がされるのか。	申請を委任した場合であっても、申請者本人に振り込みます。